

令和 7 年度事業報告

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人 石川県バス協会

事業概況

我が国の経済は、コロナ禍を経て、徐々に回復基調となっています。しかしながら、石川県においては、令和 6 年能登半島地震等により甚大な被害が発生し、経済においても未だ復興途上となっています。

また、本年 3 月中東情勢の影響による燃料価格高騰が危惧されています。

そのような中で、観光需要については、能登地域では震災等の復興途上と観光施設の回復が待たれ、需要は低迷しています。南加賀を中心に令和 6 年 3 月 16 日の北陸新幹線敦賀延伸開業に伴う効果やバスツアーの増加などがあり、また、国の最重要政策であるインバウンド観光も急増しており、コロナ禍以前の状況まで回復して来ています。

しかしながら、バス業界においては、慢性的な運転者不足がコロナ禍で加速し、路線の廃止・減便や観光シーズ等需要に対応しきれない深刻な状況となっています。

乗合バス事業については、コロナ禍から続くバス利用者の減少し、金沢近郊以外の地域では過疎化の進展、地震等による交通網の寸断等の影響により、大半の事業者が赤字を計上するなど、大変厳しい経営状況が続いています。

貸切バス事業については、インバウンド観光が大幅に回復しています。県内全域でボランティア輸送等を通じて復旧・復興に向けて一丸となり取組み、昨年 10 月に一区切りを迎えています。

また、繁忙期対策のため修学旅行等の時期の平準化について、昨年 5 月に石川県教育委員会に旅行業とともに申し入れを行いました。

なお、昨年 11 月及び前回の運賃改定から少しずつ収入の回復があるもののバスツアー等の需要全体の回復に伴い、運転者不足等により対応し切れない状況です。

このような中でも、徹底した安全対策を実施し、軽井沢スキーバス事故の対策として実施された各種取組を含め更なる安全対策が求められているところです。

当協会においても、安全投資への周知を行うとともに、「バスの日」キャンペーンなどを通じて、バスの安全・安心を周知し利用促進を図っています。

また、日本バス協会は、昨年 11 月に開催した「バス危機突破 総決起大会」では、軽油の暫定税率廃止と交付金維持、人手不足対策など 5 項目について、自民党国会議員で構成するバス議員連盟とともに決議し、関係省庁へ要請しました。

更に本年 3 月には「(緊急)燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」がバス・タクシー・トラック 3 団体主催で開催され、関係省庁へ支援要請しているところです。

こうした中、当協会は、令和 7 年度事業計画に基づき、また、コロナ禍後の情勢変化や震災等災害に対応し、輸送サービスの維持・改善や安全確保・運転者不足等の重要な課題をはじめ、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んでいます。

主な報告事項は、下記のとおりです。

記

1. コロナ後のバス事業及び燃料価格高騰への対応

コロナ禍では、バス業界において人流抑制等深刻な影響を与えていましたが、その後は人流が戻り、バス需要も回復してきています。

当石川県は、観光需要等が回復基調にあったところですが、一昨年 1 月の能登半島地震や奥能登豪雨の発災により、観光需要が能登地区を中心に激減しています。

そのような中で、日本バス協会は、昨年 11 月に「バス危機突破 総決起大会」が開催され、

- ① 軽油の暫定税率廃止と交付金維持
- ② 自動運転バスの支援強化、予算倍増
- ③ 運転士確保予算大幅増額、運転士の労働時間規制の緩和
- ④ EV バス減税措置の拡充、5 年間に

⑤ 外国人バス運転士、N4 を早期実現

以上について、自民党国会議員で構成するバス議員連盟とともに決議し、関係省庁へ要請しました。

更に、急遽 3 月 27 日にバス・タクシー・トラック団体が合同で「(緊急)燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」を開催、国へ燃料価格高騰支援を要請しました。当協会も参画。

また、当協会においては、昨年 12 月に石川県選出の国会議員に対し、「EV バス減税措置支援」に係る要請を行っています。

ほか、昨年 5 月には、旅行業(JATA・ANTA)とともに石川県教育委員会教育長と懇談し、「修学旅行等の学校行事の実施時期分散化に関する要望書」を提出しました。

① 実施時期の分散化

② 実施曜日の分散化

また、日本バス協会等が要請していました軽油引取税の暫定税率廃止が本年 4 月から実施される予定ですが、これによりバス事業のコスト削減等が見込まれる中で、その財源を基に石川県から運輸事業振興助成交付金が交付されています。国では、公共交通の重要性等を鑑み、この交付金を令和 13 年 3 月 31 日まで引き続き交付する予定とされています。

以上について、現状を踏まえ要請しました。

2. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

地域の公共交通を担う乗合バスは、生活の移動や社会経済活動に必要不可欠な基盤であります。地域の足を守るため、国や県、地方公共団体等から十分な補助が行われるよう引き続き要請していきます。

また、運賃改定においては、全産業平均を超える人件費の審査方法の見直しや将来の設備投資に係る原価が適切に反映できる等、運賃の上限認可の基準となる原価の算定方法等について、国土交通省による見直しが実施され、全国の乗合バス事業者(30 両以上保有)のうち、約 8 割以上が運賃改定の動きとなっています。(令和 7 年 12 月末現在) 運賃制度の導入・見直しに係る情報については、引き続き会員事業者への周知に努めていきます。

3. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取り組み

(1) 貸切バスの安全の確保

令和 4 年 10 月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故等を踏まえ、安全対策規制が強化している中で、安全情報項目の追加や利用者にとって有用であると考えられる情報の公表等、更なる安全対策の情報等を周知しています。

なお、昨年 7 月に北陸信越運輸局は、訪日外国人旅行者の増加に伴い需要が高まっていることから、貸切バスの繁忙期を迎えるにあたって、貸切バスの一層の安全性向上が求められており、会員運行管理者等を対象の「貸切バス事業者を対象とした事業者講習会」が実施され、安全運行の徹底について指導が行われました。

また、国土交通省へは監査や貸切バス適正化機関による巡回指導を通じて、法令違反や下限割れ等、貸切事業制度を無視するような悪質事業者を厳しく取り締まってもらうよう、引き続き要請していきます。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度への取り組み

① 令和 5 年 10 月に引き続き、昨年 11 月に公示運賃の見直しが行われました。今後、2 年周期に調査及び必要に応じて見直しを行っていくこととされています。

令和 5 年 10 月の見直しにより経営状況が改善し、今後、昨年の見直しにより経営基盤の安定が図られることとなりますが、利用者からは料金等が高く使いづらいとの声も聞こえ需要減が危惧されており、今後、バスサービス向上等求められています。

② コロナ収束後の振興策として、日本バス協会が策定した訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン、インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン等について、会員への周知に努めました。

③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度について、会員への周知と実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力していきます。

当協会の令和 7 年度の認定会員事業者は 32 社中 30 社(93.8%)となり、内訳として「三ツ星」18 社、「二ツ星」7 社、「一ツ星」5 社と、全国的にも見ても多くの事業者が認定

を取得し、当県会員が安全性をいかに重要視しているかが分かります。

また、日本バス協会は、令和7年度から五ツ星制度を導入し、さらに厳格化しておりますが、当県においては、残念ながら四ツ星を取得した事業者はありませんでした。(四ツ星:全国42事業者取得) 当協会においても更なる安全対策の向上を図り、五ツ星取得を目指して取組むよう指導していきます。

- ④ 旅行業界との「安全運行パートナーシップ宣言」協定に基づき、3月に「第17回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、震災復興支援等北陸信越運輸局観光部からの講演や学校行事の時期の平準化対策等の情報共有や連携を図るとともに、両業界において、協力強化を確認いたしました。
- ⑤ バス事業の収支状況等の分析結果の情報を会員に提供しました。

また、国土交通省では、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」を今後も定期的で開催され、様々な課題について継続して検討が行われています。これらの情報等を会員事業者への確に周知していきます。

4. バス運転者の確保対策と働き方改革について

- (1) 「2024 労働問題」と言われています働き方改革が令和6年4月から施行され、長時間労働の是正や働きやすい環境の整備等の対策並びに石川労働局の過重労働解消キャンペーンの実施などについて、会員への周知に努めました。
- (2) 日本バス協会が昨年1月に創設した「バス運転者人材相互受入れ制度(キャリアバス)」や「特定技能制度の自動車運送事業分野の追加(外国人運転者)」等の情報を会員へ周知に努めました。
- (3) 日本バス協会と協調した「大型二種免許取得養成助成」の実施、石川労働局の「石川人材確保対策推進協議会」、北陸信越運輸局の「北陸信越バス運転者確保対策会議」への参画等、バス運転者確保対策の取組みに努めました。
- (4) バス運転者の確保について、賃上げや労働時間など労働環境の向上を図るとともに、働きたい職場、働きたい産業にしていく必要があり、そのため運賃改定や貸切運賃の見直しを図るとともに、効果的なPRにより周知しました。

会員事業者は関係機関等と連携しながら運転者確保に努めているものの、運転者募集にかかる反応は非常に厳しい状況です。

そのため、バス運転者担い手PR等事業として、協会・事業者・国・県等が一体となって、合同企業説明会等開催や業界のイメージアップに係る広報に取り組んでいます。

石川県、石川労働局(ハローワーク)、石川運輸支局の支援を受け、「運輸事業の合同企業説明会(バス・タクシー・トラック)」を昨年10/29(水)七尾、11/5(水)金沢、11/20(木)小松で開催しましたが、あまり運転者確保にまでは繋がっていませんでした。

- (5) 外国人バス運転者の受入れについては、令和6年3月に特定技能1号として認められましたが、今後、バス事業者が外国人バス運転者をより円滑に受入れることができるよう制度の情報の提供等周知に努めました。
- (6) 運転者の心労ともなるカスタマーハラスメントについては、バス乗務員に過度なストレスを与え、通常業務にも支障をきたし、安全輸送にも悪影響を及ぼすことから、日本バス協会が令和6年9月に作成した「カスタマーハラスメント対策マニュアル」を基に対策するよう会員へ周知しました。

5. 事故防止・安全輸送対策の推進

- (1) バス事業の根幹である「安全輸送の確保を第一」にかかげ事故防止、安全対策を推進・周知しています。

「事業用自動車総合安全プラン2030」への対応について、本年4月より新たにスタートとなります。

新プランは、国土交通省の「自動車運送事業安全対策検討会」にて検討を重ね、本年3月の「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」に決定されました。日本バス協会では、昨年12月に安全輸送委員会を開催し、協会として優先的に取り組む事項(車内事故防止対策)の提示等を行い、今後も定期的に安全輸送委員会を開催し、新プランに対応するバス事業の総合安全プランを取りまとめていきます。

- (2) 運転者講習会等を通して、自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン、バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理などについて、会員並びに運転者に対

する周知理解に努め、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を中心とした安全輸送対策の推進を図りました。

- (3) バス事故(乗合)の3割を占める車内事故の防止を図るため、毎年7月に実施される日本バス協会が主導している「車内事故防止キャンペーン」は、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、乗客への周知のため地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。

また、シートベルトの着用については、リーフレットによる啓発やバス出発時の案内等に加え、旅行業界にも協力要請し着用の徹底を図りました。

- (4) 年4回の交通安全運動、年末年始の安全総点検等を通じて、交通安全意識の高揚に努めました。また、日本バス協会の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう引続き周知しました。

併せて、バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、日本バス協会の「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達について、引続き周知に努めました。

また、昨年11月に実施した石川県警察と連携し「高速道路における交通事故対応訓練」では、会員13社等100名ほどの参加があり、万が一の事故時に乗客の安全を第一に訓練を実施しました。併せて、日本バス協会作成の「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」により会員の対尾及び連絡体制の徹底を周知しました。

また、「石川県認知症高齢者等地域支援ネットワーク」や「いしかわテロ対策ネットワーク」への参画及び子供の安全確保(ながら見守り活動)や歩行者保護等の交通安全意識浸透活動への賛同協力等、県民生活の安全安心の寄与に努めました。

大規模な地震等災害に対処するため、日本バス協会が作成した「大規模災害基本対応マニュアル」の周知及び国、地方公共団体とも協力連携して災害時の危機管理や安全防災対策の強化を図りました。

- (5) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査」や「脳検診」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドライブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」、「運輸安全マネジメントセミナー受講」及び日本バス協会と協調助成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」等に対する助成を実施するなど、運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。
- (6) 令和7年12月16日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第21回優良運転者認定式(日バス会長を含む22名)を開催し、その後、運転者講習会(148名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「バス運転者の健康管理」に関する研修を実施しました。

6. 交通バリアフリー及び環境対策対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス(ノンステップ、リフト・エレベーター付バス等)車両について、日本バス協会と協調して、人にやさしいバスの導入に対する助成を実施し、普及拡大に努めました。

- (2) エコドライブの推進

- ① アイドリングストップの励行
- ② 急発進、急加速の防止
- ③ 速度に適したギアの走行、適応ギアへの早めのシフトチェンジ
- ④ 点検整備の確実な励行
- ⑤ 燃料使用状況の適切な管理

以上、日本バス協会が提唱する「バスの環境対策強化期間(9月～11月)」に取り組むとともに、石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。

- (3) 環境対策強化

日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めました。

- (4) カーボンニュートラルの推進

令和2年10月、国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「経済と環境の好循環」＝グリーン成長戦略を定めました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、EVバス導入経費及び充電設備などの導入・更新経費等、バス事業者の負担を軽減するための助成について、予算の増額を要請すると

ともに、その導入を推進しています。当協会においても、日本バス協会からの情報提供及び啓発活動を実施しました。

また、石川県においては「いしかわカーボンニュートラル県民推進会議」や「小松空港及びのど空港の脱炭素化推進会議(アクセスバス)」へ積極的に参画しました。

- (5) 日本バス協会と協調した地方路線バス及び貸切バス(中古車)の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

7. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム(P T P S)、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先・安全対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行いました。
- (2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備、観光施設等に付随した観光バス駐車場(乗降場)の拡充確保について引き続き関係機関に働きかけました。
- (3) バスの利便性向上を図るため、M a a Sや自動運転など I T 技術を活用した取組みなどの情報収集及び周知に努めました。

8. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 令和 7 年度の交付金額(石川県の補助額) 13, 613, 000 円を財源として実施した主な事業は、次のとおりです。

① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成(e ナスを含む)、運輸安全マネジメントセミナー受講助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、脳検診助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、大型二種免許取得養成助成、貸切バス適正化機関負担金に係る助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞による広報活動等を実施しました。

② 輸送サービスの改善に関する事業として、日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に対する助成を実施しました。

また、乗合事業者に対し、バス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業の助成を行いました。

ほか、利用者利便の向上のため、アクセスガイド冊子(金沢駅発「バスのりば運行系統図」)を作成し、県内観光案内所等(ホテル・文化施設)へ配布し、観光客を中心に活用されています。

③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。

- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し周知し、所定の手続きを行いました。

また、令和 8 年度から「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」が廃止予定となっています。

当協会も日本バス協会に合わせて、同様の支援事業を廃止予定です。

9. バス利用促進活動について

- (1) バスの日(9月20日)街頭キャンペーン実施

① 日 時：9月19日(金) 10：30～11：30

② 場 所：金沢駅東口バスターミナル

③ 参加者：役員等6名、P C 会9名、ガイド等7名 合計 22名

④ 配布物：500セット(利用促進チラシ、バスの日チラシ、グッズ)

- (2) 金沢市主催の「10/4(土)カーフリーデー」への参画

・イベントの目的「マイカーを使わない公共交通優先の社会形成の周知」は、当協会が推進する「バスの利用促進」に合致していることから、本年度も積極的に参画しました。

- ・乗合バスの利用促進及びバスの安全性 PR。
 - ・石川運輸支局と共同でブースを出展し、公共交通としてのバスの役割などパネル展示。
- (3) 石川運輸支局主催の「クルマふれあいフェスタランド 2025in 小松」
- ・令和 7 年 11 月 1 日(土)10:00～(雨天のため午前で中止)、小松空港バスプール於
 - ・集客力のある「SORA・旅・フェスタ」と同時開催(集客：1 日 3 千人・2 日 4 千人)
 - ・石川運輸支局を中心に自動車関係団体が、石川県民に対し「くるま」を広く PR し、今後の運転士・整備士不足の解消など啓発イベントを実施した。
 - ・当協会でも、特別仕様のバス展示、映画「つぎとまります」車内上映、親子運転士体験講座等を実施し、未来の運転士へ PR 等行いました。

10. 令和 6 年能登半島地震等に伴うバス輸送について

- (1) 令和 4 年 3 月 2 日に石川県と「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」を締結に基づき運送しました。
- (2) 令和 6 年 1 月 1 日の地震発災に伴い、患者輸送、避難者輸送、学生輸送、ボランティア輸送等、積極的に対応しました。(令和 5 年度 1,238 台)
- (3) 令和 6 年 9 月奥能登豪雨に伴い、地震災害の復旧ボランティアや農業支援輸送を継続している中で、奥能登豪雨が発災し、被災地へのボランティア輸送が急増する中、積極的に対応しました。(令和 6 年度 2,605 台)
- (4) 令和 7 年度ボランティア輸送等は復旧ボランティアを中心に輸送し、10 月末をもって一区切りとなりました。(令和 7 年度 144 台) (合計：3,987 台)
その間、皆様には繁忙期を含めご尽力を賜り感謝いたします。
石川県知事から震災等復旧への貢献で、令和 7 年 12 月 10 日に感謝状が贈呈されました。

11. そ の 他

- (1) 公共団体(石川県・金沢市等)からの各種輸送依頼を受託することにより、貸切バスの公共性を発揮し、PR することができました。
(県原子力災害住民避難訓練、県災害ボランティア等輸送、金沢市ミュージアムクルーズ、金沢市 OEK 鑑賞・素嚙子鑑賞・観能教室・先端技術体験・金沢市連合体育大会)
- (2) 優良運転者認定制度の拡充について
平成 17 年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全性向上対策の一環として継続推進し、運転者の安全意識の高揚に努めました。
(金認定 14 名、銀認定 4 名、日バス 4 名 講習会 148 名参加)
- (3) 「第 2 回北陸三県バス協会連絡協議会」について
令和 7 年 2 月 28 日に北陸三県バス協会連絡協議会を創設し、同 8 月 26 日に第 2 回協議会が富山県で開催されました。特に、運転士不足対策のため外国人運転士の導入や北陸地方特有の課題など、情報交換及び三県バス協会の広域圏対応や相互間協力の推進等を意見交換いたしました。
- (4) 広報活動事業
 - ・協会ホームページを令和 8 年 3 月 6 日にリニューアルしました。今までより見やすくスマートフォンにも対応できるホームページになり、会員専用ページを新設し会員情報を掲載することとなりました。
 - ・さらに、運転士募集バナーの設置や会員サイトに緊急時連絡の報告体制を迅速強化いたしました。
 - ・バスの日を中心とした新聞・チラシ等、街頭キャンペーン等を活用して貸切バス事業者安全性評価認定制度及び公共交通のバス利用促進の広報に努めました。

以上の事業計画の遂行にあたり、会員相互の協力と団結を強め、諸課題に取り組んできたところでありますが、これを更に令和 8 年度も継続してその取り組み強化に努めます。